

知財法務の勘所Q & A（第65回）

欧州単一特許・統一特許裁判所制度と 日本企業の実務対応（前編）

Müller-Boré & Partner

ドイツ弁理士・欧州特許弁理士 アンドレアス・シェーパース
弁理士・欧州特許弁理士 松家 裕子

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 後藤 未来
弁理士 市川 祐輔

Q1 欧州単一特許（Unitary Patent）と欧州統一特許裁判所（Unified Patent Court）の制度概要、開始時期の見込みについて教えてください。

A1 1. 欧州単一特許の概要

欧州単一特許（Unitary Patent）¹とは、欧州特許庁（European Patent Office。以下「EPO」）により付与された欧州特許であって、当該制度の参加加盟国の領域内において単一の効果を有する特許です。従来の「欧州特許」と比べると、出願から特許付与に至るまでの手続きがEPOに対して行われる点では共通します。他方、EPOによる特許付与後、従来の欧州特許では各国ごとに権利発効の手続きを行っていたのに対し、新たな欧州単一特許の場合、すべての参加加盟国について単一の手続き（付与決定の公開後1ヶ月以内に単一効果の申請）を行うことにより（すべての参加加盟国について）権利が発効します（欧州単一特許は、その制度目的上、参加加盟国の一部を除外した形での権利を取得することはできません）。

欧州単一特許を取得した後、その権利行使や取消等を行う場合も、すべての参加加盟国に関して、欧州統一特許裁判所に対する単一の手続きにより行うことになります。

なお、欧州単一特許の制度の開始以降も、従来の欧州特許の制度は並行して存続します。

2. 欧州統一特許裁判所の概要

欧州統一特許裁判所は、欧州単一特許に関して専属管轄を有する裁判所です。取り扱う訴訟は、侵害訴訟、非侵害確認訴訟、取消訴訟、特許出願公開後権利付与までの損害や補償（日本の補償金請求に相当します）に関する訴訟等、権利化後の訴訟全般です。

欧州統一特許裁判所は、第一審裁判所および控訴裁判所を含みます。第一審裁判所としては、ドイツのミュンヘンおよびフランスのパリに中央部（central divisions）²が、スウェーデンのス

¹ より正確には、「単一効果を有する欧州特許（European patent with unitary effect）」のことをいいます。